

## 第 55 回人口・社会統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 26 年 7 月 11 日（金）10:00～11:57
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
  - （部 会 長） 白波瀬 佐和子
  - （委 員） 黒澤 昌子、津谷 典子
  - （専 門 委 員） 山田 育穂
  - （審議協力者） 内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、大阪府
  - （調査実施者） 総務省統計局統計調査部国勢統計課：岩佐課長ほか
  - （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：廣瀬調査官  
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、金子調査官ほか
- 4 議 題 「国勢調査の変更について」
- 5 概 要
  - （1）調査組織の変更（集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託）について

集合住宅等においては、管理会社や施設の運営法人等（以下「管理会社等」という。）の従業員に調査員業務を委託することにより、調査をより円滑に実施できるとの意見が都道府県等から多く寄せられているため、集合住宅等における調査員業務について、管理会社等への委託を可能とする変更について、審査メモに沿って審議が行われた結果、了承となった。

    - ・ 本変更の妥当性に関する検証については、2 次試験調査においてごく少数の調査区で検証を行ったのみであり、その結果がどれだけ一般化できるか確認するためには、今後もっと多くの調査区での検証を行うことが重要である。

現在、実施中の 3 次試験調査では対象市町村に対し、可能な限り管理会社等への調査員業務の委託を行ってほしいとお願いし、委託事例を増やす努力を行っている。

    - ・ 調査員業務を管理会社等に対し委託する場合と、従前のとおり個人に調査員を依頼する場合は、所要経費は同額なのか。管理会社等に委託する場合は、管理経費のようなものが余分に必要になると思うがどうか。

管理会社等に対し調査員業務を委託する場合も個人に調査員を依頼する場合も調査員として行ってもらう業務は同様であるため、調査区当たりの経費は同じ金額で設定しており、この考え方で一度調査を実施したいと考えている。

    - ・ 調査員業務の管理会社等への委託については、3 次試験調査の実施状況の聴取を予定している次々回の部会において本日の意見を踏まえた妥当性等の検証結果を報告願いたい。
  - （2）調査方法の変更等に伴う市町村の負担軽減方策について

オンライン調査の全国展開に伴い、報告者から調査員への専門的な質問が増加することが想定されるため、民間事業者によるコールセンターにおいて新たに調査員からの質問にも対応するなど、調査方法の変更等に伴う市町村の負担の軽減方策を実施することについて、審査メモに沿って審議が行われた結果、了承となった。

    - ・ 調査対象世帯にとっては、基本的な質問等に対応するためのコールセンターと体系的な質問に対応するためコールセンター（テクニカルサポート）の 2 種類のものがあるため、調査対象世帯が混乱しないような工夫をとっているのか。

調査対象世帯からの質問は、1 次的には基本的な質問等に対応したコールセンターに 1 本化しており、質問の内容がシステムの専門的なものであった場合には、テクニカルサポートを案内することにより、調査対象世帯にとって紛れが生じないような対応をとることとしている。

- ・平成 22 年の本調査（以下「平成 22 年調査」という。）でのコールセンターの平均応答率は 86.8%とのことだが、もう少し応答率を向上させてほしい。  
平成 22 年調査では、調査員が調査票を配布し始めた時期に予想外に多くの照会があり、オペレーターの配置数が十分でなかったため、応答できなかったものがあった。オペレーターの配置数については、調査員の稼働状況に合わせ十分な応答ができるよう工夫していきたい。
- ・コールセンターに電話を掛ける調査対象世帯の方は、まじめに調査に回答しようとしてくれる方々であるため、適切な対応が行われるようオペレーターの業務マニュアルの充実や研修を十二分に行ってほしい。

### （３）報告を求める事項の追加・削除について

#### ア 「キ 現在の住居における居住期間」及び「ク ５年前の住居の所在地」の追加

東日本大震災の影響を居住期間や移動状況の観点から把握するため、従来、大規模調査のみの調査事項としていた両調査事項を簡易調査の調査事項としても設定し、簡易調査である平成 27 年の本調査（以下「平成 27 年調査」という。）に追加することについて、審査メモに沿って審議が行われた結果、了承となった。

#### イ 「テ 住宅の床面積」等の削除

平成 27 年調査において上記アの調査事項を追加するため、大規模調査及び簡易調査の双方の調査事項としていた本調査事項について、記入者負担の軽減を図る観点から大規模調査のみの調査事項とし、簡易調査である平成 27 年調査の調査事項から削ることなどについて、審査メモに沿って審議が行われた結果、了承となった。

- ・本調査事項を簡易調査年である平成 27 年調査の調査事項から削るということだが、大規模調査である平成 32 年の本調査（以下「平成 32 年調査」という。）では調査するとの理解でよろしいか。

平成 32 年の本調査の企画に当たっては、平成 22 年に実施した前回大規模調査の結果等を踏まえ、その取扱いについて改めて検討することとしたい。

### （４）集計事項及び調査結果の公表の期日の変更について

以下の変更事項について審査メモに沿って審議が行われた結果、了承となった。

オンライン調査の全国展開などにより、産業・職業の機械的な符号格付の導入による効率化や産業・職業の同時格付などの事務処理の見直しによって、集計体系を見直し、これまでの産業等基本集計及び職業等基本集計を就業状態等基本集計等に再編し、産業・職業に関する集計表を一体として同時に作成・公表すること。

機械的な符号格付の導入により集計作業が効率化されるため、調査実施から調査結果の公表までの期間を前回調査における 3 年 1 か月（最終公表：平成 25 年 10 月）から 2 年 3 か月（同予定：平成 29 年 12 月）に短縮すること。

- ・調査実施から調査結果の公表までの期間を 10 か月早めることは評価したい。
- ・公表期日の早期化に伴って国勢統計の精度低下や実査機関への過度な負担を招くことがないように留意してほしい。

## 6 次回予定

次回部会は、平成 26 年 7 月 25 日（金）14 時から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。

以上